別表第十三その四(第八十六条の七関係) (平21防省令13・追加、平30防省令2・令元防省令4・一部改正)

文書番号

発簡年月日

(都道府県知事) 殿

(防衛大臣) 即 陸上総隊司令官等) 即

処 分 要 請 書(物資の収用)

自衛隊法(昭和29年法律第165号) 第103条第1項本文 第103条第2項

のとおり物資の収用に係る処分を要請する。

種類	
数量	
所在する場所	
収用する期日	
収用する理由	
連絡先	
備考	

備考:用紙は、日本産業規格A列4番とする。

注意事項

- 1 「種類」の欄には、収用する物資が特定できるような事項を記載する。 (例えば、具体的な医療品、燃料、建築用資材、食料等の種類を記載する。)
- 2 「数量」の欄には、収用する物資の個数、重量等を記載する。
- 3 「所在する場所」の欄には、その位置が特定できるような事項を記載する。

なお、当該場所は、自衛隊法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域又は同条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。

- 4 「収用する期日」の欄には、収用を行う期日を記載する。
- 5 「収用する理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、物資を収用 する目的、必要性等について記載する。
- 6 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連 絡先を記載する。
- 注:1 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する物資の収用が 必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び 関係機関と十分に調整する。
 - 2 車両、機械器具等の耐久財については、「物資の使用」の結果、消耗 し、返却が困難な場合等には「物資の収用」(別表第13その4)の対象 とする。